

平成28年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	障害者福祉の充実

	所属	職名	氏名
作成者	福祉課	課長	細萱 賢
評価者	福祉部	部長	花村 潔

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	<p>本市における障がい者の数（手帳所持者）は、年々増加の傾向にある。特に精神障がい者の増加が目立つ。このような中でサービスについては、就労継続支援B型、放課後等デイサービスなどの事業所も増え、サービス量等も確保されてきている。</p> <p>就労支援については、福祉施設（福祉就労）から一般就労へは27年度：7人、28年度：11人と増加した。</p> <p>相談支援体制については、子ども発達支援相談室において、専門職を正規職員で配置し機能強化を図っている。また、障害者相談支援センター「あるぷ」を平成27年度に徳高健康支援センターに移し、相談室との連携が強化された。</p> <p>一方、指定特定相談支援事業所が増えないため、サービス等利用計画が適時に作成されないことがあり、事業者の育成と計画相談の拡大・充実が求められる。</p>
基本方針 (目指すべき方向性)	一人ひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して元気で暮らしていけるまちづくりの実現を目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H26	H27	H28	達成率	進捗状況	所管課
障害者の福祉施設入所者数	人	104	86		91	92	93	停滞	福祉課
障害者の一般就労移行者数	人	1	10		7	11	110	予定以上	福祉課
ボランティア養成講座開催数	回	0	6		0	0	0		福祉課

施策指標の進捗状況と分析	<p>第1次総合計画においては、施設入所者数を平成29年において86人と設定し、地域移行を推進することとしましたが、27年度：91人、28年度：92人と目標達成にはやや遠い状況です。地域移行支援を担う事業所が少ないことや、入所者の重度化・高齢化により在宅での生活が困難になっていることが主な要因と考えます。</p> <p>福祉から一般就労への移行については、27年度：7人、28年度：11人と増加しています。</p>
--------------	--

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位：円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費						事務事業の状況				重点化	
				H26	H27	H28	H29	H30	合計	事業区分	新/継	終期	方向性		
1	0103065	障がい者支援センター運営事業	障がい福祉担当			56,735,000	67,453,000			124,188,000	施設の管理運営	継続	期限なし	現状維持	○
2	0103085	児童発達支援事業	障がい福祉担当			7,423,678	13,236,000			20,659,678	義務業務	継続	期限なし	現状維持	○
3	0103090	理解促進研修・啓発事業	障がい福祉担当			91,989	6,000			97,989	義務業務	継続	期限なし	現状維持	
4	0103095	自発的活動支援事業(補助金)	障がい福祉担当			853,000	953,000			1,806,000	義務業務	継続	期限なし	現状維持	
5	0103120	手話奉仕員養成研修事業	障がい福祉担当			692,102	646,000			1,338,102	義務業務	継続	期限なし	現状維持	
6	0103125	レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興事業(補助金)	障がい福祉担当			1,322,000	1,322,000			2,644,000	義務業務	継続	期限なし	現状維持	
7	0103135	精神障がい者等相談支援事業	障がい福祉担当			3,349,282	3,458,000			6,807,282	義務業務	継続	期限なし	現状維持	○
8	0103140	ひきこもり支援事業	障がい福祉担当			997,450	1,024,000			2,021,450	義務業務	新規	期限なし	現状維持	○
9	0103150	障がい児療育・精神障がい者自立支援事業運営委託	障がい福祉担当			11,218,000	8,935,000			20,153,000	施設の管理運営	継続	期限なし	現状維持	
10	0103155	身体障害者会館運営事業	障がい福祉担当			456,000	556,000			1,012,000	施設の管理運営	継続	期限なし	現状維持	
11	0103165	身体障害者療護施設建設負担金	障がい福祉担当			3,641,531				3,641,531	内部管理事務	継続	H29	現状維持	
12	0103175	障害児通園施設利用児療育支援補助	障がい福祉担当			23,752	138,000			161,752	定型業務	継続	期限なし	現状維持	
13	0103180	障害者住宅等整備事業補助	障がい福祉担当			2,620,200	3,150,000			5,770,200	定型業務	継続	期限なし	現状維持	
14	0103185	軽度・中程度難聴児補聴器購入補助	障がい福祉担当			234,000	200,000			434,000	定型業務	継続	期限なし	現状維持	
15	0103190	障害者福祉団体活動補助	障がい福祉担当			1,287,222	1,338,000	1,288,000		3,913,222	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
16	0103195	通所通園補助事業補助	障がい福祉担当			444,640	421,000	421,000		1,286,640	義務・政策併用事業	継続	期限なし	現状維持	
17	0103200	障害者社会参加促進事業補助	障がい福祉担当			1,334,000	1,350,000	1,350,000		4,034,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
18	0103215	特定疾患見舞金事業	障がい福祉担当			6,444,000	7,800,000	8,040,000		22,284,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
19	0103220	障がい者外出支援事業	障がい福祉担当			5,171,000	5,274,000	5,310,000		15,755,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
20	0103225	重度心身障害児・者福祉金事業	障がい福祉担当			22,882,000	23,688,000	24,816,000		71,386,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
21	0103230	家族介護用品購入助成事業	障がい福祉担当			517,000	638,000	648,000		1,803,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
22	0103235	重度障害者家族介護慰労金事業	障がい福祉担当			5,600,000	5,500,000	5,500,000		16,600,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
23	0103240	透折患者通院支援事業	障がい福祉担当			4,048,000	4,243,000	4,243,000		12,534,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	

平成28年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	障害者福祉の充実

	所属	職名	氏名
作成者	福祉課	課長	細萱 賢
評価者	福祉部	部長	花村 潔

24	0103245	身体障害者補助犬飼育助成事業	障がい福祉担当			36,000	36,000	36,000	108,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
合計						137,421,846	151,365,000	51,652,000	340,438,846					

<p>事務事業量とコスト（費用対効果）の分析</p>	<p>障がい福祉事業は、障がい者が自立した日常生活が送れるように、また、社会参加ができるように家族や地域住民が協力して支援できるようにすることが目的です。人に対する支援であるため、費用を投じただけの効果があるかは一概に評価できない。 自発的活動支援事業、レクレーション活動等支援事業、社会参加促進事業などの補助事業や地域生活支援事業の必須事業、また、精神障がい者が増加する中で、児童発達支援、精神障がい者等相談支援、ひきこもり支援などは、事業内容や事業の在り方経費などを見直しながら実施する。</p>
<p>重点化事務事業の考え方</p>	<p>障がい者の自立と就労支援は、基本施策の柱の一つである。そのため、障がい者支援センター運営事業における 就労や技能の習得に必要な機会の提供は重要と考える。また、精神障がい者が増えている中で、児童発達支援事業、精神障がい者等相談支援事業、ひきこもり支援事業は、引き続き重点的に取り組む必要があるため、重点化事業として位置付ける。</p>
<p>縮減・廃止事務事業の考え方</p>	<p>該当なし。</p>
<p>総合評価 (次年度へ向けた課題の抽出含)</p>	<p>補助事業については、できるところから内容や対象経費の見直しを行う。児童発達支援事業は、「遊びの教室」の対象者が年々増加傾向にあるため、教室運営や早期サービス利用への移行方法についての検討が必要。ひきこもり支援事業については、相談窓口を設置し支援を行っている。次年度は庁内ネットワークの構築に取り組みさらに充実を図る。精神障がい者等相談支援は、困難者への対応について相談支援力向上の取り組みが必要。指定特定相談支援事業は、事業所の増加が見込めないため、現在の事業所の充実が課題となる。</p>

平成28年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	安心を支えるまち
基本施策名	生活困窮者への支援

	所属	職名	氏名
作成者	福祉課	課長	細萱 賢
評価者	福祉部	部長	花村 潔

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	金融危機を発端とする世界的不況時に比べ、景気回復とともに本市においては、生活保護受給者は減少傾向にある。平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、生活就労支援センター（まいさぼ安曇野）が設置され、生活保護に至らない生活困窮者に対し相談に応じ、プランを作成し支援をはじめた。しかし、相談件数やプラン作成件数は前年度より増加したが、国が定めた標準的数値には及ばない状況である。第2次総合計画策定のための内部評価結果からも、「生活に困ったときに相談できる体制が整っている」という問に対し、肯定的評価が低い。周知不足等も考えられるため、PRも必要と考える。
基本方針 (目指すべき方向性)	必要な生活支援や自立支援を行い、健康で文化的な安定した生活を営める社会の実現を目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H26	H27	H28	達成率	進捗状況	所管課
相談事業利用件数 (件/年)	件	223	280		220	199	71	停滞	福祉課

施策指標の進捗状況と分析	平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業がスタートした。27年度は、相談件数は117件、プラン作成件数は18件。28年度は、相談件数159件、プラン作成件数21件。相談件数、プラン作成件数ともに前年度より伸びている。指標の数値は、生活困窮者自立支援法が制定される以前に設定されたもので、生活保護の相談件数がベースになっているため、自立相談支援事業における件数より大きな数値となっている。生活保護の相談が減少し、生活困窮者の相談が増加傾向にある。(生活保護に至る前に、困窮者の相談に応じることができつつある)生活困窮者の相談は「まいさぼ安曇野」、生活保護の相談は「福祉事務所」と別れているが、相互に連携が図れている。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位：円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況				重点化	
				H26	H27	H28	H29	H30	合計	事業区分	新/継	終期		方向性
1	0103260	生活困窮者自立相談支援事業	生活支援担当			7,613,204	7,961,000		15,574,204	義務業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	○
2	0103265	住居確保給付金事業	生活支援担当			542,100	925,000		1,467,100	義務業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	○
3	0103270	子ども学習支援事業	生活支援担当			28,615	372,000		400,615	義務業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	○
4	0103740	旅行者対策事業	生活支援担当			11,281	100,000	100,000	211,281	政策的業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	○
5	0103745	生活保護支援資金貸付事業	生活支援担当			478,000	1,200,000	1,200,000	2,878,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持	
6	0103750	生活保護適正実施推進事業	生活支援担当			354,124	420,000		774,124	義務業務	継続	期限なし	現状維持	
7	0103760	社会就労センター管理費	生活支援担当			83,287,446	80,707,000		163,994,446	施設の管理運営	継続	H32	現状維持	
合計						92,314,770	91,685,000	1,300,000	185,299,770					

事務事業量とコスト (費用対効果)の分析	自立相談支援事業(必須)、住居確保給付金事業(必須)、子ども学習支援事業(任意)は、いずれも生活困窮者自立支援法で定める事業であり、特に必須事業は生活困窮者自立支援制度の根幹をなす事業であるため、継続することで確実に困窮者の支援となると考える。 旅行者対策、生活保護支援資金貸付については単独事業であり、国の制度では対応できない部分を補っている。生活困窮者への一時的支援であるため事業量、事業費としては少ない。 社会就労センター管理費については、主には指定管理委託料である。生活保護受給者や生活困窮者、障がい者が自立を目指すための作業、訓練の場であり、ここで作業工賃を得ることで、生活保護費の減少につながっている。
重点化事務事業の考え方	生活困窮者の支援は、生活保護に至る前に支援することが求められている。したがって、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業の相談支援事業、住居確保給付金事業、任意事業である子ども学習支援事業を重点化事業と位置付ける。 また、単独事業であるが、旅行者対策事業は市内にとどまることなく、帰来先で生活を立て直す者が、容易に目的地へ移動できるよう最低限の金銭的支援をする事業であり、小規模な事業であるが、生活困窮者への支援として重点化事業として取り組む。
縮減・廃止事務事業の考え方	該当なし。
総合評価 (次年度へ向けた課題の抽出含)	自立相談支援事業については、国は29年度の目安値として相談件数：24件/月、プラン作成件数：12件/月としており、毎年増えている。 来年度は、新たな事業である就労準備支援事業を実施することにより、就労支援に力を入れ取り組む方向である。事業実施に当たっては、相談はもとよりプラン作成が必要になるため、利用者の増加を図り目安値に近づけたい。 また、住居確保給付金事業は就労自立を、子ども学習支援事業は対象者の拡大を目指す。 社会就労センターについては、28年度に指定管理者制度に移行したが、生活困窮者や障がい者が自立した生活が送れるよう運営状況の確認等適時行う。